

住民投票の手順

市民請求

投票資格者名簿の登録者数の総数の3分の1以上の署名押印を集めて、市長に住民投票実施を請求する。
※ 条例第7条第1項

議会請求

議員定数の12分の1以上の数の議員の賛同を得て議員提案し、市議会の議決を経て、市長に住民投票の実施を請求する。
※ 条例第7条第3項

市長発議

市長は、自ら住民投票の実施を発議することができる。
※ 条例第7条第4項

市長

- ◎ 請求の内容が「市政運営上の重要事項」であるか（条例第2条各号に該当していないか。） ※ 条例第7条第6項
- ◎ 請求の形式が条例第8条に合致しているか。 ※ 条例第8条

請求の内容が条例第2条各号に該当する場合、又は条例第8条に定められた形式でない場合

市政運営上の重要事項であり、条例第8条に定められた形式を満たしている場合

住民投票は実施しない
※ 条例第7条第6項

住民投票の実施の決定 ※ 条例第7条第6項

選挙管理委員会への通知
※ 条例第7条第5項

住民投票の実施の請求があった旨及びその要旨の公表 ※ 条例第7条第5項

投票運動

投票運動は自由とする。ただし、投票資格者の自由な意思が拘束され、又は不当に干渉されるものであってはならない。
※ 条例第十七条

選挙管理委員会

住民投票の期日の決定・告示
※ 投票日の7日前までに告示する。 ※ 条例第9条各項

投票資格者名簿の登録
※ 条例第5条第4項

(期日前投票・不在者投票)

住民投票に関し、必要な情報の提供
※ 条例第十六条

住民投票

投票者数が投票資格者名簿登録者の2分の1未満の場合

投票者数が投票資格者名簿登録者の2分の1以上の場合

不成立（開票しない）
※ 条例第18条第1項

成立（開票する）

成立・不成立及び投票結果の告示
成立・不成立及び投票結果の市長への報告 ※ 条例第19条第1項

成立・不成立及び投票結果の市議会議長への通知
市民請求による住民投票である場合は、請求代表者に通知する。 ※ 条例第19条第2項
※ 条例第19条第3項

市長

投票結果の尊重

※ 条例第20条

市民 市議会 市長

住民投票に係る市民請求の手続

市民

市長

① 市長に住民投票実施請求代表者証明書の交付を申請
※ 住民投票実施請求書を添付する。

① 請求代表者証明書の交付を申請した人が、補正をしないときは、**申請を却下**

申請を却下

② 署名・押印の収集

住民投票実施請求者署名簿に実施請求書と代表者証明書又はその写しを添えて、署名、押印を収集する。

署名・押印の収集の委任

署名・押印の収集
1月以内

必要な署名数以上の署名・押印の収集

5日以内

③ 選挙管理委員会に署名簿を提出

⑤ 返付された署名簿の受領
⑥ 住民投票実施請求者署名簿証明書の受領

⑦ 市長に対し住民投票の実施を請求

※ 住民投票実施請求書に署名簿証明書及び署名簿を添えて請求する。

① 提出された申請書等の審査

提出された書類が適正でない場合

※ 住民投票実施請求書に記載された対象とする事項が条例第2条に合致しないとき、設問の形式が適当でないとき、不備があるとき等は、補正を求める。

提出された書類が適正である場合

① 申請者が投票資格者名簿に登録されているかどうかを選挙管理委員会に確認

登録されていない場合

登録されている場合

① 住民投票実施請求代表者証明書の交付

① 請求代表者証明書の交付をした旨の告示

選挙管理委員会

③ 署名簿の審査 20日以内

※ 署名は、審査終了時に投票資格者名簿に登録されている者について、有効となる。

※ 署名審査の最終日の直前に告示された数が、基準となる告示の数（投票資格者名簿登録者数の3分の1）となる。

有効署名・押印数が必要数に不足している場合

有効署名・押印数が必要数を超過している場合

住民投票の請求のための署名に係る一連の手続の終了

④ 署名簿の縦覧 7日間

⑤ 署名簿に異議のない旨及び有効署名総数の告示・署名簿の返付
⑥ 住民投票実施請求者署名簿証明書の交付

④ 異議の申出

④ 異議の申出の審査・効力の決定
縦覧開始日から14日以内

⑦ 市長に対し住民投票の実施を請求
※ 住民投票実施請求書に署名簿証明書及び署名簿を添えて請求する。